



参考資料

男女共同参画に関連した 世界・日本・静岡県の動き

	国連・世界の動き	日本の動き	静岡県の動き
昭和50 (1975)	国際婦人年 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置	
昭和51 (1976)	「国際婦人の十年」始まる		
昭和52 (1977)		「国内行動計画」策定	
昭和54 (1979)	国連「女子差別撤廃条約」採択		
昭和55 (1978)	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)		
昭和60 (1985)	「国連婦人の十年」世界会議(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」交付 「女子差別撤廃条約」批准	
昭和61 (1986)			「婦人のための静岡県計画」策定
昭和62 (1987)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
平成 3 (1991)		「育児休業法」公布	
平成 5 (1993)		中学校で技術・家庭科の男女共修実施	静岡県女性総合センターあざれあ開館
平成 6 (1994)		高等学校で家庭科の男女共修実施	
平成 7 (1995)	第4回世界女性会議開(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」成立	
平成 8 (1996)		男女共同参画推進連絡会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	「男女が共に創るしずおかプラン」策定
平成 9 (1997)		「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	

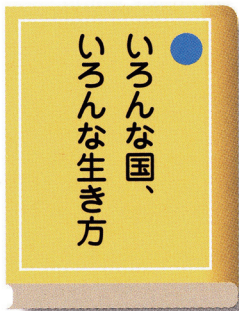
	国連・世界の動き	日本の動き	静岡県の動き
平成11 (1999)		「男女共同参画社会基本法」「改正男女雇用機会均等」「改正労働基準法」施行	「男女共同参画の日」制定(7月30日) 全国で始めてユニバーサルデザインに取り組む
平成12 (2000)	国連特別総会「女性2000年会議」 (ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規則等に関する法律」「児童虐待の防止に関する法律」施行	しずおかユニバーサルデザイン行動計画策定
平成13 (2001)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	「静岡県男女共同参画推進条例」施行
平成14 (2002)		「改正育児・介護休業法」施行	
平成15 (2003)		「少子化社会対策基本法」施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行	「静岡県男女共同参画基本計画ハーモニックしずおか2010」策定 「しずおか男女共同参画推進会議」設立
平成16 (2004)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「児童虐待の防止に関する法律」改正	「静岡県男女共同参画白書」の発行
平成17 (2005)	「北京+10」開催(ニューヨーク)	「改正育児・介護休業法」施行 「次世代育成支援対策推進法」全面施行 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	しずおか女性チャレンジサイト開設 「しずおか次世代育成プラン」策定
平成18 (2006)	「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催 「東京閣僚協働コミュニケ」採択		
平成19 (2007)		「改正男女雇用機会均等法」施行 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	静岡県男女共同参画基本計画「後期実践プラン」の策定 県男女共同参画センターに指定管理者制度を導入 「男女共同参画社会づくり宣言」推進事業開始
平成20 (2008)		「女性の参画加速プログラム」策定 「地域における男女共同参画推進の今後のあり方」報告	島田市が県唯一の「男女共同参画宣言都市」となる
平成21 (2009)		「男女共同参画社会基本法」施行10周年	富士市が県内2番目の「男女共同参画宣言都市」となる

● は、あざれあ(静岡県男女共同参画センター)図書室ににあります。

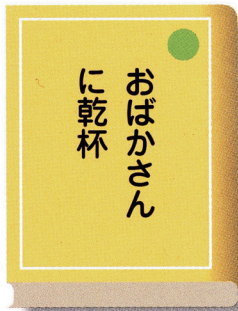
● は、静岡県立図書館ににあります。

図書・ビデオ

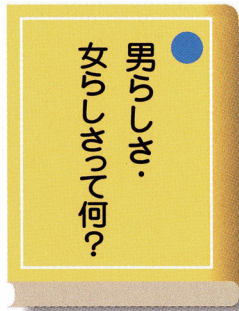
「人権・ジェンダー」「性別による固定的役割分担意識」「進路選択」などについてさらに深めるために、中学生向け図書等を紹介します。



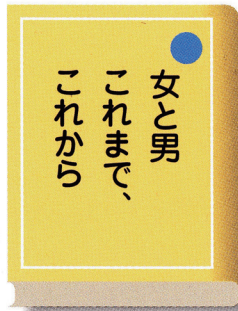
伊田広行/堀口悦子(文)
石橋富士子(絵)
大月書店 2001年



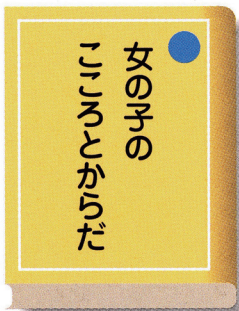
ウルフ・スタルフ(作)
石井登志子(訳)
福武書店 1992年



こんのひとみ(文)
丸山誠司(絵)
ポプラ社 2003年



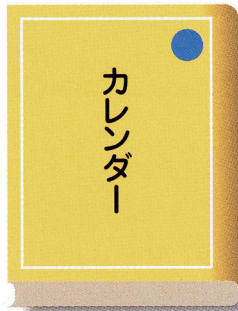
中嶋みさき(文)
もりお勇(絵)
大月書店 2001年



丸本百合子(文)
ゆうエージェンシー
1998年



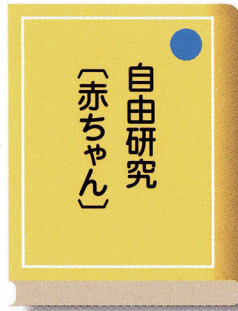
北村邦夫(著)
講談社 1995年



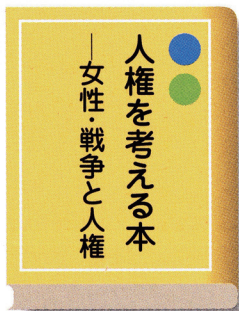
ひこ・田中(著)
福武書店 1992年



アストリッド・リンダグレン(作)
大塚勇三(訳) 岩波書店
1982年 スウェーデン



サラ・エリス(作) 坂崎麻子(訳)
堀川理万子(絵)
徳間書店 1996年 カナダ



角田由紀子・南典男(著)
小泉るみ子(絵)
岩崎書店 2001年



ルーマン・ゴッデン(作)
石井桃子(訳) W.P.デュボア(画)
福音館書店 1977年 英国



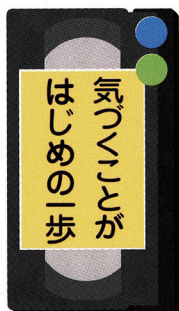
朴木佳緒留(文)
もりお勇(絵)
大月書店 2001年



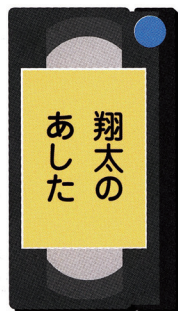
キルステン・ポイエ(作)
遠山明子(訳) 平野恵理子(絵)
童話館出版 1990年 ドイツ



エミリー・ロッダ(作)
さくまゆみこ(訳) 佐竹美保(絵)
あすなる書房 2000年 オーストラリア



(株)東京シネ・ビデオ(企画・制作)
2002年 24分



(財)人権教育啓発推進センター
東映株式会社教育映像部
2001年 54分



用語解説

女子差別撤廃条約	1979年の第34回国連総会で、130か国の賛成を得て採択され、我が国は1985年に批准した。あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等を達成するために必要な措置を定めている。
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、また、その機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的、及び文化的利益を享受し、共に責任を担うことをいう。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを国民的合意の下に定め、社会のあらゆる分野の取組を総合的かつ計画的に推進するために、1999年6月23日に公布・施行された法律。5つの基本理念と、国、地方公共団体、国民の責務等について規定している。
静岡県男女共同参画推進条例	県における男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層確実なものとするため、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、県の基本的施策を示すとともに、県、県民、民間の団体の責務を明らかにしている。2001年7月24日公布・施行された。
男女雇用機会均等法	正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という。1986年に施行され、1997年6月に、女性に対する募集、採用、配置などの差別禁止規定や、セクシュアル・ハラスメントの防止などの雇用管理上の規定を新設するなどの改正が行われた。
育児・介護休業法	正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。労働者が申出をすることによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律。
次世代育成支援対策推進法	2003年7月16日公布・施行された法律。次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるため、国や地方公共団体による取組とともに、事業主も仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画を策定、実施することとされている。
児童虐待	親などの養育者によって引き起こされた、子どもの心身の健康を損なうあらゆる行為をさす。2000年に、「児童虐待防止法」が成立。
セクシュアル・ハラスメント	性的な言動に対する相手方の反応によって不利益を与え、または性的な言動により相手方の生活や環境を害すること。
ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者・パートナーからの身体的・精神的な暴力のこと。単に殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、障害の有無などの違いを超え、最初からすべての人が利用しやすいまちづくりやものづくりを行っていかうとする考え方。

※ 本文で解説した用語は省略

作成委員

犬塚 協太 (静岡県立大学国際関係学部助教授)
奥山 和弘 (静岡県教育委員会生涯学習企画課課長補佐)
川村 美智 (静岡新聞社編集局報道本部学芸部専任部長)
草谷 桂子 (トモ工文庫主宰 児童文学作家)
匂坂 幸子 (浜松市立東陽中学校校長)

佐藤 皆緒 (静岡県PTA連絡協議会副会長)
相馬 美樹子 (菟山町立菟山中学校教諭)
瀧口 裕章 (静岡県教育委員会義務教育課指導班班長)
松林 孝範 (静岡市立清水袖師中学校教諭)